

福島県建築関係工事特記仕様書【R4年10月版】

I 工事概要

Table with 7 columns: 1 工事名称, 2 工事場所, 3 建物概要, 建物名称, 構造, 階数, 延面積 (㎡), 消防法施行令別表第1区分, 備考

※詳細は工事概要による。

4 電気設備工事概要

(本工事における工事項目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない。○印を付けたものが該当項目となる)

Table with 2 columns: 受電設備 (配電電圧, 設備容量), 電力貯蔵設備 (直流電源装置, 交流無停電電源装置), 発電設備 (原動機, 発電機), 中央監視制御設備 (管理系統, 管理対象)

5 機械設備工事概要

(本工事における工事項目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない。○印を付けたものが該当項目となる)

Table with 2 columns: 空気調和方式 (ダクト方式, FCU方式), 主要熱源機器 (電気式, ガス式), 換気設備 (機械換気), 排水設備 (排水方式, 排水設備), 防火設備 (防煙設備, 消火設備), ガス設備 (都市ガス, 液化石油ガス)

II 工事仕様

1 図面及び本特記仕様書に記載無き事項は、次による。

- ※ 福島県建築関係工事共通仕様書(福島県土木部)
※ 「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁官務部監修)
※ 「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁官務部監修)
※ 「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁官務部監修)

- ※ 「建築工事標準詳細図(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁官務部監修)
※ 「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁官務部監修)
※ 「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁官務部監修)
※ 「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁官務部監修)
※ 「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁官務部監修)」

- ※ 「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁官務部監修)
※ 「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁官務部監修)
※ 「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁官務部監修)」

- ※ 「公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁官務部監修)
※ 「公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁官務部監修)」

- 2 項目は、番号の前に○印、または番号に○印の付いたものを適用する。適用しない項目等は斜線、・印、または無印とする。
3 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、両方を適用する。※印を適用しない場合は、・に変更すること。
4 形状寸法の単位は、特記した場合は除きミリメートルとする。
5 各章の特記事項欄にある(真:)と表示されているものは、「建築関係工事共通仕様書」を示し、()書きは「公共建築工事標準仕様書」、()書きは「公共建築改修工事標準仕様書」の章・節・項番号である。
6 本特記仕様書に選択項目がない場合は、空欄等に仕様を記載する。

Main specification table with 2 columns: 項目 (1 適用基準, 2 施工条件, 3 工事実績データの作成, 4 技能士, 5 イメージアップ, 6 発生材の処理, 7 監督員事務所, 8 工事用表示板, 9 施工照標, 10 色彩計画, 11 使用材料等, 12 特別な材料の工法, 13 風荷重等, 14 記録報告, 15 電子納品, 16 完成時の提出書類, 17 完成図(施工図及び施工計画書を除く), 18 設計CADデータ貸与, 19 工事検査)

Table with 2 columns: 1 一般共通事項 (20 建設工事使用機械等, 21 設計GL, 22 既存部分等への処理, 23 他工事との取合い, 24 建築材料設備機器等, 25 電気工事士, 26 火災保険等, 27 官公庁への請手続き等, 28 仮設工期, 29 BELS申請書作成及び申請手続き, 30 週休2日促進工事, 31 入札時積算数量書活用方式, 32 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策, 33 情報共有システム, 34 建設キャリアアップシステム(CCUS), 35 その他), 2 仮設工事 (1 仮囲い, 2 危険防止, 3 足場, 4 工事用水, 5 工事用電力, 6 工事用進入路, 7 ベンチマーク, 8 交通誘導警備員, 9 仮設備関係), 3 土工事 (1 埋戻し及び盛土, 2 建設発生土の処理)

章	項目	特記事項																																														
電気設備共通事項	1 工事項目 (電気設備工事) ○印を付したものは建物種別及び屋外	1 2 3 4																																														
	1 電気設備	1 電灯設備 2 動力設備 3 電熱設備 4 蓄電池設備 5 変圧電設備 6 電力貯蔵設備 7 発電設備 8 構内情報通信網設備 9 構内交換設備 10 情報表示設備 11 映像・音響設備 12 拡声設備 13 誘導支援設備 14 テレビ共同受信設備 15 監視カメラ設備 16 駐車管理設備 17 防犯・入退室管理設備 18 火災検知設備 19 中央監視制御設備 20 構内配電線路 21 構内通信線路 22 テレビ電波障害防除設備 23 撤去工事 24 25 26																																														
	1 機器等の配置	設計図において機器の配置は、数量及び関係位置を示したものであり、正確な位置はさらに打合せを必要とする。																																														
	2 機材	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は同等以上のものとする。 [県:第1編1.5.1] ただし、同等以上のものとする場合は、監督員の承認を受ける。 [県:第4編1.2.1]																																														
	3 機材、施工の試験	共通仕様書の各項の試験による。 [県:第1編1.5.3]																																														
	4 関連法規等	電気設備技術基準、同基準解釈、その他の関係法規及び電力会社、電気通信事業者 (NTT等)の内規を厳守して完全に施工する。																																														
	5 耐震施工	(1) 耐震施工は、「福島県建築設備耐震・対津波計画指針(福島県土木部制定)」及び、「建築設備耐震設計・施工指針(一財)日本建築センター)」による。 [県:第4編1.3.1] (2) 本工事施設の耐震安全性の分類は下記による。 ・特定の施設 (・ 甲類1 ・ 甲類2 ・ 乙類1 ・ 乙類2) ・一般の施設 (その他) (3) 設備機器の設計用標準水平震度 (Ka) は、下表による。 <table border="1" data-bbox="439 966 875 1228"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th></th> <th>甲類1,2</th> <th>乙類1,2</th> <th colspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0</td> <td></td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td></td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.4 (0.6)</td> </tr> </tbody> </table> 注:()内の値は地階および1階(あるいは地表)に設置する水槽の場合に適用する ※ 上層階の定義は次による <table border="1" data-bbox="439 1165 875 1228"> <thead> <tr> <th>建物階数</th> <th>上層階</th> <th>建物階数</th> <th>上層階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2~6階</td> <td>最上階</td> <td>10~12階</td> <td>上層3階</td> </tr> <tr> <td>7~9階</td> <td>上層2階</td> <td>13階</td> <td>上層4階</td> </tr> </tbody> </table> 【重要機器】 ・ 配電盤 ・ 発電装置 ・ 交換機 ・ 自動火災検知受信機 ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 (UPS) ・ 中央監視装置 ・ 太陽光発電設備 (4) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。 (5) 軽量機器等の耐震施工 上記以外の100kg以下の軽量な機器の据付け、取付けについては、取付下地を念入りに施工、確認し、機器メーカーの指定する方法で確実に取付け、据付けを行い落下等に留意する。 (6) 建物への配管引込部の耐震処理は (・ FEP方式 ・ 地中箱方式) とする。 [標準図-電力31-33] (7) エキスパンジョイント部の配線は、標準図により配線する。 [標準図-電力34] 電線管端部にはプルボックスを設ける。	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設			甲類1,2	乙類1,2	その他		耐震クラス	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0		1.5	1.0	中間階	1.5		1.0	0.6	1階及び地下階	1.0 (1.5)		0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	建物階数	上層階	建物階数	上層階	2~6階	最上階	10~12階	上層3階	7~9階	上層2階	13階	上層4階
	設置場所	耐震安全性の分類																																														
		特定の施設		一般の施設																																												
		甲類1,2	乙類1,2	その他																																												
	耐震クラス	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																											
上層階、屋上及び塔屋	2.0		1.5	1.0																																												
中間階	1.5		1.0	0.6																																												
1階及び地下階	1.0 (1.5)		0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																												
建物階数	上層階	建物階数	上層階																																													
2~6階	最上階	10~12階	上層3階																																													
7~9階	上層2階	13階	上層4階																																													
6 工事用電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公庁への手続きなどの費用は、受注者の負担とする。																																															
7 埋戻し土	土中埋設配管の埋戻し土 ※ 根切り土中の良質土 (・) (第1編 2.2.1) 配管保護部の埋戻し土 ※ 山砂 (・) (・)																																															
8 試験調整	(1) 試験に係る費用は、受注者の負担とする。 (2) 各機器の個別試験後に下記の総合調整を行い、機能確認報告書を監督員に提出する。 ・ 照明装置 ・ 変圧電設備 ・ 発電設備 ・ 中央監視制御設備 (自動制御設備との協働) ・ 構内交換設備 ・ 構内情報通信網設備 (・) ・ 太陽光発電設備 (・) (・)																																															
9 運転燃料	納入する (種別) (kg)																																															
10 配管工事	(1) 特に指示なき電線管はねじなし電線管を使用し、PP管は一重管とする。 (第2編 1.2.2) (2) 埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合 (PF22)を1本、5個以上の場合 (PF22)を2本温度天井まで立ち上げる。 (3) 予備配管には、1.2mm以上のビニール被覆鉄線を入線する。																																															
11 支持金物・固定金具	(1) 屋外機器及び屋外配管に使用する吊り金物、支持金物、固定金物類 ・ ステンレス製 (SUS304) ・ 溶融亜鉛メッキ (HDZ35以上で配管等の仕様と整合) (2) 屋外機器のアンカーボルトキャップ (樹脂製) を取り付ける。 (3) 振動を伴う機器の固定金具のナットは、ダブルナットとする。 (4) ビット内等多選箇所吊り金物、支持金物、固定金物類 ・ 溶融亜鉛めっき ・ 電気亜鉛めっき製 ・ ステンレス製																																															

12 電線管の塗装	(1) 下記部位に使用する、外面めっき電線管の露出配管には塗装を施す。 ・ 屋外 ・ 居室 ・ 機械室 ・ 配線室 ・ 共同溝内																																																																	
13 インサート	床版で断熱材打込み部分は、断熱材用インサートとする。																																																																	
14 保温、結露防止	外部に面する壁、天井には位置ボックス等を打ち込むことは望ましくないが、やむを得ず設ける場合には、保温や結露防止の処理を行う。																																																																	
15 配線器具等	(1) 図面に特記 (図示) 無きフラッシュプレートの仕様 ・ 樹脂製 ・ 新金属製 ・ ステンレス製 (2) 図面に特記 (図示) 無きスイッチの仕様 ・ 一般形 (大角形) ・ ワイド形 (・)																																																																	
16 ハンドホールマンホール蓋	(1) 文字 ○ 標準文字入り ・ 文字無し ・ 黒字入り文字付き (2) 開閉用フック (ハンドルの) 納入 ・ する。 [納品数: 1組 ・ 2組 (・ 組)] ・ しない (3) ボルトロック式の仕様については、図示による。																																																																	
17 環境に配慮した電線採用	特記なき場合は、電線及びケーブルについて、EM (エマテリアル) ケーブルを使用する。																																																																	
18 盤類	(1) 盤類の仕様は下記のとおりとし、詳細は図面特記による。 ・ 公共建築工事標準仕様書 ・ メーカー標準品 ・ 図示による (2) 銘板には製造者及び受注者の連絡先を入れること。																																																																	
19 機器の取付け	特記なき場合は、別表「機器の取付け高さ」による。																																																																	
20 幹線ケーブル	主要な幹線ケーブルは、プルボックス、ハンドホール等内で、円回し等により余長を確保する。なお、この際はケーブルを緊縛してはならない。																																																																	
21 表示等	(1) プレートの表示器具を塗装しないものについては、下記を要領で用途を明示する。 (電灯、動力、電話、放送、TV、火報、ヘルム、インターホ、表示、時計、防犯、監視、LAN、呼出等) (2) 幹線の表示強電、弱電の幹線引出口、引込口、プルボックス内及びハンドホール内の必要な箇所には、先行、回路種別及びケーブルサイズ等を明示した表示札、プレート等をつける。 (3) プルボックス及びハンドホールの表示プルボックスの表面に用途表示を行う。																																																																	
22 接地工事	1 既存の接地 ・ 利用する ・ 利用しない 2 接地を新設する場合は、以下による。 (1) 接地埋設は黄銅板製の刻記式とし、A種接地工事 (柱上高圧機器を除く)、受電設備等のB種接地工事、その他図面に特記する接地工事に設けること。 (2) 接地極の材料は、下表による。(工数及び本数は最低の値とする。) <table border="1" data-bbox="1320 787 1914 1081"> <thead> <tr> <th>接地極の種類</th> <th>記号</th> <th>接地極の材料</th> <th>接地棒</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共用</td> <td>E_{A,G,D}</td> <td>鋼板</td> <td>2本</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">電力</td> <td>A種接地工事</td> <td>E_A</td> <td>6本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>柱上高圧機器</td> <td>E_{Ba}</td> <td>2本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B種接地工事</td> <td>E_B</td> <td>2本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C種接地工事</td> <td>E_C</td> <td>6本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D種接地工事</td> <td>E_D</td> <td>1本</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">通信情報</td> <td>構内交換機用</td> <td>E_t</td> <td>2本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直流電源装置 (陽極)</td> <td>E_{sp}</td> <td>1本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保安用 (10Ω以下)</td> <td>E_{At}</td> <td>6本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保安用 (100Ω以下)</td> <td>E_{It}</td> <td>1本</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">音保護</td> <td>拡声増幅器 (100Ω以下)</td> <td>E_{Dt}</td> <td>1本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避雷設備</td> <td>E_L</td> <td>2本</td> <td rowspan="2">旧JIS基準の場合に適用</td> </tr> <tr> <td>低圧避雷器 (10Ω以下)</td> <td>E_{LL}</td> <td>6本</td> </tr> <tr> <td>他</td> <td>測定補助用</td> <td>E_O</td> <td>1本</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 接地極鋼板: 1.5t×900° 接地棒: 14φ×1,500L (一般用) 10φ×1,000L (外灯) 10φ×1,000L (測定補助用) 2ヶ所 (3) 共用、単独の区分 (・ 共用 ・ 単独 (・)) (4) 共用接地、連接接地の区分 (・ 共用接地 ・ 連接接地 (・)) (5) 接地の共用 ① A種、C種、D種接地 ・ 共用 ・ 単独 ② B種接地 ・ 共用 ・ 単独 ③ 漏電遮断器回路の接地 ・ 共用 ・ 単独 ④ 接地極として構造体の利用接地 (鉄骨造及び鉄筋コンクリート造) ・ 行う ・ 行わない ⑤ 通信機器等の接地 ・ 共用 ・ 単独 (6) 構造体用接地用端子 ・ 設ける ・ 設けない (7) 測定用補助接地端子極 ・ 設ける ・ 設けない ※ 接地工事については、施工前に現場土質等の状況により、設計図に示す接地方式で基準値を達成できない恐れがある場合は、監督員と協議を行うこと。 ※ 一般形 (LN)、初期照度補正形 (L)、連続調光形 (LX、LZ) の種類については、図示による。	接地極の種類	記号	接地極の材料	接地棒	備考	共用	E _{A,G,D}	鋼板	2本		電力	A種接地工事	E _A	6本		柱上高圧機器	E _{Ba}	2本		B種接地工事	E _B	2本		C種接地工事	E _C	6本		D種接地工事	E _D	1本		通信情報	構内交換機用	E _t	2本		直流電源装置 (陽極)	E _{sp}	1本		保安用 (10Ω以下)	E _{At}	6本		保安用 (100Ω以下)	E _{It}	1本		音保護	拡声増幅器 (100Ω以下)	E _{Dt}	1本		避雷設備	E _L	2本	旧JIS基準の場合に適用	低圧避雷器 (10Ω以下)	E _{LL}	6本	他	測定補助用	E _O	1本	
接地極の種類	記号	接地極の材料	接地棒	備考																																																														
共用	E _{A,G,D}	鋼板	2本																																																															
電力	A種接地工事	E _A	6本																																																															
	柱上高圧機器	E _{Ba}	2本																																																															
	B種接地工事	E _B	2本																																																															
	C種接地工事	E _C	6本																																																															
	D種接地工事	E _D	1本																																																															
通信情報	構内交換機用	E _t	2本																																																															
	直流電源装置 (陽極)	E _{sp}	1本																																																															
	保安用 (10Ω以下)	E _{At}	6本																																																															
	保安用 (100Ω以下)	E _{It}	1本																																																															
音保護	拡声増幅器 (100Ω以下)	E _{Dt}	1本																																																															
	避雷設備	E _L	2本	旧JIS基準の場合に適用																																																														
	低圧避雷器 (10Ω以下)	E _{LL}	6本																																																															
他	測定補助用	E _O	1本																																																															
23 LED制御装置																																																																		
24 照度測定及び照度計算	(1) 測定する箇所については、監督員との協議による。 (第2編 2.18.2) (非常用の照明装置については、照度測定を実施する。) (2) 主要な室の照明器具の設置にあたっては、施工前に施工図による照明器具配置上での照度分布図を提出すること。なお、主要な室の選定については、監督員と協議すること。																																																																	
25 変圧電設備	(1) 直列リアクトル ・ 油入 ・ モールド (2) 消火器は本工事に含む (種別) 収納ボックス共 (本) (3) 危険等の表示板を設ける (銅板製メッキ焼付塗装) (4) 高調波の流出対策については、「高調波抑制対策ガイドライン」による。																																																																	
26 発電設備	(1) 設置条件 (標高 m) (外気温度 ℃ ~ ℃) (2) 消火器は本工事に含む (種別) 収納ボックス共 (本) (3) 危険等の表示板を設ける (銅板製メッキ焼付塗装) (4) 騒音対策 (敷地境界地点騒音値 db (A) 以下) (5) 排出ガス対策 (大気汚染防止法 福島県 ppm 以下) ※ 非常用は除く。																																																																	
27 構内情報通信網設備	ケーブルは種別毎に色分けし、露出部分 (端未接続部分を除く) を保護する。また、導通、対の配置、減衰量、長さ (UTPは90m以下)、近隣漏洩減衰量、ACRの検査を行う。																																																																	
28 コンクリート貫通・はつり・穿孔	(1) 貫通、はつり又は穿孔する箇所は、事前に金属探知機による鉄筋・埋設物 (電線類・配管類) の調査を行うこと。 (2) 金属探知機による調査で判断できなかった場合は、X線内部探査 (撮影) 等による調査について監督員と協議すること (3) 金属探知機及びX線内部探査 (撮影) 等による調査が困難な場合は、休日等に関係設備を停止し不測の事態を想定した上での施工と、対応方法について監督員と協議の上、施設管理者に報告すること。																																																																	

1 29 あと施工アンカー	アンカーは原則として先付け工法とするが、やむを得ない場合は監督員と協議の上、あと施工アンカーを使用する。特に重量物を吊る場合のあと施工アンカーについては、アンカーの選定、鉄筋や電線管等に干渉しないことの事前確認方法、及び作業者について協議すること。 (1) あと施工アンカー ・ 接着系アンカー (有機系) ・ 金属拡張系アンカー (打込式) (2) 施工前に計画書を作成し、監督員に提出する。 (3) 施工確認試験 (目視検査、接触検査、打音検査) を全数 (※ 行う ・ 行わない) (4) 引張試験 (・ 行う ※ 行わない) 引張試験本数 (※ 抽出 ・ 全数) 【引張試験対象設備】 (・) (・) (・) (・) (・) 引張試験を抽出して行う場合は次に由る。 ① 1日に施工されたものの各径、各仕様ごとを1ロットとし、1ロットに対し3本を行う。 ただし、1日で同一径のものを複数機、複数箇所で行う場合は、それぞれ行う。 ② ロットの合格判定は、ロットの全ての試験箇所が合格と判定された場合に、当該ロットを合格とする。 ③ 不合格ロットは、残り全数に対して試験を行う。		
30 改修工事	改修工事にあたっては、工事範囲における次の確認・測定等施工前に行い、監督員に報告する。 ・ 既設機器の動作確認 ・ 照度測定 範囲 (※ 居室 ※ 教室 ・ 指定する場所 (・)) ・ 絶縁測定 (・ 幹線 ・ 分岐回路 ・ 弱電ケーブル) ・ 接地抵抗測定 ・ 導通試験		
【機器の取付高さ】			
機器取付高さは、図示が無ければ下表を標準とするが、機器の使用用途を考慮し、適宜調整すること。(監督員の指示により変更することがある)			
名称	測点	取付高 (mm)	
取引用計器	地上 ~ 中心	※ 1,800 ~ ※ 2,000	
引込開閉器	床上 ~ 中心	※ 1,800 ~ ※ 2,200	
分電盤	床上 ~ 中心	※ 1,500 ~ ※ 2,100	
ブラケット	洗面器	※ 100	
	階段開場	床上 ~ 中心	※ 2,000 ~ ※ 2,500
スイッチ	屋外	床上 ~ 中心	※ 1,500
	一般	床上 ~ 中心	~ ※ 1,300
	車椅子用	床上 ~ 中心	~ ※ 1,100
	住宅	床上 ~ 中心	※ 1,100
コンセント	一般	床上 ~ 中心	※ 300 ~
	台上	台上 ~ 中心	※ 200
	土間	床上 ~ 中心	※ 800
	畳	床上 ~ 中心	※ 150
手元開閉器	床上 ~ 中心	※ 1,500	
壁掛型制御盤	消火検表示灯	床上 ~ 中心	※ 1,500
	端子盤	床上 ~ 下端	※ 2,000 ~ ※ 2,500
保安器ボックス	床上 ~ 下端	※ 700 ~ ※ 2,000	
電話位置ボックス壁、テレビ端子	コンセントに準じる		
受信機、副受信機 (壁掛型)	床上 ~ 操作部	※ 800 ~ ※ 1,400	
分布型感知器	床上 ~ 中心	※ 1,700	
発信機	床上 ~ 操作部	※ 800 ~ ※ 1,400	
表示灯	床上 ~ 中心	※ 1,900	
ベル	床上 ~ 中心	※ 2,300	
感知器試験機	床上 ~ 中心	※ 1,500	
呼出プザー	床上 ~ 中心	※ 1,500	
トイレ呼出ボタン	床上 ~ 中心	※ 400 , 800	
押ボタン	屋外 床上 ~ 中心 ※ 1,500 屋内 床上 ~ 中心 ※ 1,300		
インターホン (壁掛)	床上 ~ 中心	※ 1,100	
時計	床上 ~ 中心	※ 2,300	
警報盤	床上 ~ 中心	※ 1,300	
壁掛音響調節器	床上 ~ 中心	※ 1,100 ~ ※ 1,800	
スピーカー	床上 ~ 中心	※ 2,300	
表示器	床上 ~ 中心	※ 2,300	
※ 本工事または別働工事の受注者が設計仕様に基づき任意に選定する機器類を設置する場合は、設置する機器類に対しての電源 (電圧、電流、開閉容量等) や配線容量が適合していることを確認すること。なお、確認は電源工事施工前に行うこと。また、適合していない場合は、監督員と協議を行うこと。 (設計図書における機器類の電源容量等は、想定機器から求めたものであり、受注者が選定する機種によっては、電源容量等の不足が生じる場合があることから、確認を要するものである。)			

<p>2</p> <p>雷保護設備</p>	<p>(1) 建築物の雷保護設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設ける ・設けない <p>※ 雷保護設備については、現場施工前に本工事、別途工事等を含めた施工図による検査を行い、設計図に基づき雷保護設備で保護できない場合は、監督員と協議すること。</p> <p>(2) 適用JIS</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JIS A 4201 : 2003 (新JIS) ・ JIS A 4201 : 1992 (旧JIS) ・ JIS Z 9290-1 : 2014 ・ JIS Z 9290-3 : 2014 ・ JIS Z 9290-4 : 2009 <p>(3) 外部雷保護(旧JIS以外の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有り ・ 無し <p>※ 詳細は、図示(図面)による。</p> <p>(4) 内部雷保護(旧JIS以外の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有り ・ 無し <p>※ 詳細は、図示(図面)による。</p> <p>(5) 雷による電磁インパルスに対する機器の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有り ・ 無し <p>※ 詳細は、図示(図面)による。</p> <p>(6) SPDを用いた雷サージ低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有り ・ 無し <p>※ 詳細は、図示(図面)による。</p> <p>※ 雷保護設備がある既存建築物の屋上等に機器類を設置する場合は、雷保護領域内に納まることを確認すること。また、雷保護設備がない建築物でも屋上等に機器類を設置することにより、雷保護設備が必要になる場合があるので、確認すること。確認の結果、雷保護領域内に納まらない場合や新たに雷保護設備が必要になる場合は、監督員と協議すること。</p>	<p>5</p> <p>施工条件</p>	<p>1 工程関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 調整無し ・ 別途工事との工程調整が必要有り 調整項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資材等の流用 ・ 施工順序の調整 ・ 仮設及び工事用道路等の調整 ・ 図示による ・ 建設機械等の調整 ・ その他 () <p>※ 制限無し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制限有り 制限する工程名 () ・ 施工時期 (・ 土日祝日のみ) ・ 施工時間 (時～ 時まで) ・ 施工方法 () <p>・ 有 (・ 年 月 日)</p> <p>・ 無</p> <p>・ 有 (・ : ~ :)</p> <p>・ 無</p> <p>3 他機関との協議</p> <p>協議が必要な機関名 ()</p> <p>協議完了見込み時期 ()</p> <p>4 工事用地</p> <p>・ 下記以外は図示等による。</p> <p>(1) 工事車両の駐車場 (※ 構内 ())</p> <p>(2) 資材置き場 (※ 構内 ())</p> <p>(3) 建設発生土(塵灰し、盛り土用)の仮置場所 (※ 構内 ())</p> <p>・ 仮設ヤード ※ 無し ・ 有り (※ 図示による ())</p> <p>5 公害対策</p> <p>※ 施工方法の制限 無し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工方法の制限 有り ・ 騒音 ・ 振動 ・ 水質 ・ 粉じん ・ 排出ガス ・ その他 () <p>・ 施工方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定工法名 () ・ 別途協議による ・ 図示による <p>・ 事業損失防止に関する調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音測定 ・ 振動測定 ・ 水質調査 ・ 近隣家屋の事前・事後調査 ・ 地盤沈下測定 ・ その他 () <p>・ 調査箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による ・ 別途協議 <p>・ 調査時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示による () <p>6 安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近接公共施設等に対する制限 ・ 近接公共施設名等 (・ 鉄道 ・ 電気 ・ ガス ・ 水道 ・ 電話 ・ その他 ()) ・ 制限を受ける工程 () <p>7 その他</p> <p>※ 敷地内は狭道とし、喫煙場所は別途協議による。</p> <p>※ 当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。</p>	<p>6</p> <p>工事区分</p> <p>別表-1の記入上の注意:「※を基本とし、他の発注工程が適用する場合には・を○に変え、※を・に変えること。また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を・に変えること。」</p> <p>別表-1 設備工事との工事区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機器の基礎</th> <th rowspan="2">電気関係</th> <th rowspan="2">機械関係</th> <th colspan="4">工事内容</th> </tr> <tr> <th>建築工事</th> <th>電気設備工事</th> <th>機械設備工事</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">機器の基礎</td> <td rowspan="10">配電盤・制御盤の基礎 自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く) テレビアンテナ基礎(アンカーボルトを除く) 避雷針の基礎(アンカーボルトを除く)</td> <td rowspan="10">屋内 屋上 屋外</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">開口部</td> <td rowspan="10">架台、アンカーボルト 特記した基礎 梁、床、壁 貫通スリーブ 貫通型枠 経路管下地、壁、天井ボード類の切込 埋込形分電盤 埋込型等の仮枠 上記開口部の補強 上記開口部の塞出し スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む) フリーアクセスフロア用配線器具 床、壁、天井 ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む</td> <td rowspan="10">補強を要するもの 補強を要しないもの 補強を要するもの 補強を要するもの 補強を要するもの 補強を要するもの 補強を要するもの 補強を要するもの 補強を要するもの 補強を要するもの</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">電気配管配線</td> <td rowspan="10">自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と 操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ 防火扉スリーブ 電線槽 配線ビッド及びふた 機器などへの接続(1次側) 機器付属の制御盤以降の2次側の配管配線(接地共) 機器付属の制御盤への電源供給配管配線 自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線 自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配管配線 天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器 と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その渡り配管(接地共) 天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器 と付属操作スイッチと、その渡り配線 個別パッケージの室内機、室外機の渡り配線(接地共) 煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線 小便器用節水装置の制御盤以降の2次側の配管配線</td> <td rowspan="10">※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">ガス漏れ検知器</td> <td rowspan="10">電気錠及び通電金具 TENキ及び制御盤 エレベーター出入口三方枠(金属製) エレベーター出入口三方枠(石製) シャワーユニット バスユニット 洗濯機ベン</td> <td rowspan="10">※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">システム天井</td> <td rowspan="10">ボード・Tバー 照明ライン設備プレート 空調ライン設備プレート</td> <td rowspan="10">※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">消火器ボックス</td> <td rowspan="10">自動制御設備関連のインバーター装置及び盤 自動制御設備関連のインバーター装置(別途、盤に組込む)</td> <td rowspan="10">※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table>	機器の基礎	電気関係	機械関係	工事内容				建築工事	電気設備工事	機械設備工事	その他	機器の基礎	配電盤・制御盤の基礎 自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く) テレビアンテナ基礎(アンカーボルトを除く) 避雷針の基礎(アンカーボルトを除く)	屋内 屋上 屋外	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	開口部	架台、アンカーボルト 特記した基礎 梁、床、壁 貫通スリーブ 貫通型枠 経路管下地、壁、天井ボード類の切込 埋込形分電盤 埋込型等の仮枠 上記開口部の補強 上記開口部の塞出し スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む) フリーアクセスフロア用配線器具 床、壁、天井 ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	補強を要するもの 補強を要しないもの 補強を要するもの 補強を要するもの 補強を要するもの 補強を要するもの 補強を要するもの 補強を要するもの 補強を要するもの 補強を要するもの	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	電気配管配線	自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と 操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ 防火扉スリーブ 電線槽 配線ビッド及びふた 機器などへの接続(1次側) 機器付属の制御盤以降の2次側の配管配線(接地共) 機器付属の制御盤への電源供給配管配線 自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線 自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配管配線 天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器 と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その渡り配管(接地共) 天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器 と付属操作スイッチと、その渡り配線 個別パッケージの室内機、室外機の渡り配線(接地共) 煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線 小便器用節水装置の制御盤以降の2次側の配管配線	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	ガス漏れ検知器	電気錠及び通電金具 TENキ及び制御盤 エレベーター出入口三方枠(金属製) エレベーター出入口三方枠(石製) シャワーユニット バスユニット 洗濯機ベン	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	システム天井	ボード・Tバー 照明ライン設備プレート 空調ライン設備プレート	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	消火器ボックス	自動制御設備関連のインバーター装置及び盤 自動制御設備関連のインバーター装置(別途、盤に組込む)	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
機器の基礎	電気関係	機械関係	工事内容																																																																																																																																																																																																																																																																														
			建築工事	電気設備工事	機械設備工事	その他																																																																																																																																																																																																																																																																											
機器の基礎	配電盤・制御盤の基礎 自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く) テレビアンテナ基礎(アンカーボルトを除く) 避雷針の基礎(アンカーボルトを除く)	屋内 屋上 屋外	※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
開口部	架台、アンカーボルト 特記した基礎 梁、床、壁 貫通スリーブ 貫通型枠 経路管下地、壁、天井ボード類の切込 埋込形分電盤 埋込型等の仮枠 上記開口部の補強 上記開口部の塞出し スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む) フリーアクセスフロア用配線器具 床、壁、天井 ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	補強を要するもの 補強を要しないもの 補強を要するもの 補強を要するもの 補強を要するもの 補強を要するもの 補強を要するもの 補強を要するもの 補強を要するもの 補強を要するもの	※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
電気配管配線	自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と 操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ 防火扉スリーブ 電線槽 配線ビッド及びふた 機器などへの接続(1次側) 機器付属の制御盤以降の2次側の配管配線(接地共) 機器付属の制御盤への電源供給配管配線 自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線 自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配管配線 天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器 と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その渡り配管(接地共) 天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器 と付属操作スイッチと、その渡り配線 個別パッケージの室内機、室外機の渡り配線(接地共) 煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線 小便器用節水装置の制御盤以降の2次側の配管配線	※	※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
ガス漏れ検知器	電気錠及び通電金具 TENキ及び制御盤 エレベーター出入口三方枠(金属製) エレベーター出入口三方枠(石製) シャワーユニット バスユニット 洗濯機ベン	※	※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
システム天井	ボード・Tバー 照明ライン設備プレート 空調ライン設備プレート	※	※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
消火器ボックス	自動制御設備関連のインバーター装置及び盤 自動制御設備関連のインバーター装置(別途、盤に組込む)	※	※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
			※	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																											
<p>3</p> <p>資材調達</p> <p>労働者確保</p>	<p>次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>調達地域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建築物」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事費算定基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する(労働者確保に関する算定方法の執行工事)である。</p> <p>管理費(共通仮設費における仮設建築物)・労働者送迎費・宿泊費・借上費 労務管理費: 募集及び解雇に要する費用・賃金以外の食事・通費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・施工費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用</p> <p>(2) 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(建築関係工事費算定基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。</p> <p>1) 共通仮設費に占める、実績変更対象間接費(管理費): 設計書に明記した割合 2) 現場管理費に占める、実績変更対象間接費(労務管理費)の割合: %</p> <p>(3) 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>(4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>(5) 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事費算定基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書をもって設計変更を行うものとする。</p> <p>(6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p> <p>(7) 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>	資材名	規格	調達地域等													<p>6</p> <p>内容</p> <p>施工計画書</p> <p>協議</p> <p>虚偽の申告</p>	<p>1 内容</p> <p>1 本工事は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、下記対策に要した費用について、実績変更の対象とする。</p> <p>(1) 共通費</p> <ol style="list-style-type: none"> 労働者宿舍における密集を避けるための近隣宿泊施設への宿泊費・交通費 現場事務所や労働者宿舍等の拡張費用・借地料 その他感染拡大防止のために必要と認められる対策に係る費用 <p>(2) 現場管理費</p> <ol style="list-style-type: none"> 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用 遠隔現場やテレビ会議等のための機器リース費・通信費 その他感染拡大防止のために必要と認められる対策に係る費用 <p>2 受注者は、上記1の対策を実施する場合は、施工計画書に記載すること。また、上記1の対策に要した費用について、実績変更を希望する場合は、その旨を実績額の提出に先立ち、工事打合せ簿により監督員と協議すること。</p> <p>3 受注者は、上記1の対策に要した費用について「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策費用実績報告書(様式1)」及び実際に支払った全ての証明書類(領収書(原本)、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>なお、様式1の記載にあたっては以下の事項に留意すること。</p> <p>(1) 現場事務所の拡張費用・借地料については、平時における現場事務所設置費用との差額を記載するものとし、平時における現場事務所設置に要する費用の見積書を添付すること。</p> <p>(2) 労働者宿舍の拡張費用・借地料について「東日本大震災の復旧・復興事業等における労働者宿舍設置に関する実行要領」に基づき労働者宿舍を設置している場合は、拡張に係る費用のみを計上するものとする。労働者宿舍の設置を予定している場合は、感染拡大防止対策を考慮した宿舍設置費用について実行要領に基づき間接費の変更を行うものとし、感染拡大防止対策に係る費用としての計上は行わない。</p> <p>4 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p>	<p>7</p> <p>内容</p> <p>基準</p>	<p>4</p> <p>準備期間確保工事</p> <p>フレックス工事</p> <p>着工届の提出</p> <p>コリンズの登録</p> <p>福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係</p> <p>その他</p> <p>準備期間確保工事における事務処理要領 この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間(〇〇日間)内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日(工事の始期)を通知すること。また、契約締結後、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。</p> <p>フレックス工事実行要領 この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。</p> <p>着工届は、着工後速やかに提出すること。</p> <p>受注時の「コリンズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第10に基づき、提出すること。</p> <p>・ 準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(準備期間確保工事)</p> <p>・ 工事の始期までの着工前準備期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工前準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(フレックス工事)</p>																																																																																																																																																																																																																																																													
資材名	規格	調達地域等																																																																																																																																																																																																																																																																															
<p>福島県建築関係工事特記仕様書</p>	<p>福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△△1-1</p> <p>設計年: 令和〇〇年〇月</p>	<p>建築士事務所名</p> <p>設計者氏名</p>	<p>工事名称</p> <p>図面名称</p>	<p>電気設備工事特記仕様書(2)</p> <p>図面番号</p>																																																																																																																																																																																																																																																																													

<p>8</p> <p>現場環境改善（快適トイレの設置）</p>	<p>・ 1 内容</p>	<p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。 (12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】</p> <p>(1) 洋式便座 (2) 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む) (3) 臭い逆流防止機能(フラップー機能) (必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること) (4) 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) (二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの) (5) 照明設備(電源がなくても良いもの) (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)</p> <p>【快適トイレとして活用するために備える付属品(全項目必須)】</p> <p>(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えなような配置等) (9) サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置) (10) 鏡付きの洗面台 (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品(任意)】</p> <p>(12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m²以上ではない、幅・奥行き各900mm以上) (13) 振音装置(機能を含む) (14) 着替え台 (15) 臭気対策機能の多重化 (16) 窓などの室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場等)</p> <p>② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したものを添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。</p> <p>③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。</p>									
	<p>・ 2 設置に要する費用</p>	<p>快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。 月額の実支出実態がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。</p>									

 <p>福島県建築関係工事特記仕様書</p>	<p>福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△△1-1</p>	<p>建築士事務所名</p>	<p>工事名称</p>	<p>図面番号</p>
		<p>設計者氏名</p>	<p>印</p>	<p>図面名称</p>

設計年:令和〇〇年〇〇月